

## 介護保険 事故報告 Q&A 集（事業所向け）

令和 8 年 6 月 松前町保険課介護保険係

### はじめに

この Q&A 集は、介護保険サービス事業所の皆さまが「どのような事故を町に報告すべきか」を正しく判断できるよう、よくある疑問をまとめたものです。事故報告制度の目的は、**事故の実態把握と再発防止**です。利用者の安全を守り、より良いサービス提供につなげるため、ご協力をお願いいたします。

### ◆ 報告対象となる事故の範囲

区分	報告対象
(1)	サービス提供時間中（送迎時間・施設滞在中を含む）の <b>死亡</b> （疾病による死亡を除く）または <b>負傷</b> （骨折・打撲・捻挫・脱臼・創傷・やけど等で医療機関の受診を要したもの、及び誤嚥・誤薬）
(2)	(1)以外で、 <b>利用者の家族等から苦情</b> が出ているもの
(3)	サービス提供時間中に <b>行方不明</b> となり、当日中に発見できなかった、または警察に捜索願を出したもの
(4)	<b>食中毒・感染症等</b> で、法令により保健所等への報告が義務付けられている事由が発生したものの
(5)	<b>職員の法令違反・不祥事等</b> により利用者の処遇に影響があるもの
(6)	その他、町が報告の必要があると認めた事故

## 1. 負傷・受診について

Q1. 外傷はないが、念のため病院を受診した場合は報告が必要ですか？

A. はい、必要です。

転倒・転落・衝突などの事故をきっかけに受診した場合は、結果が「異常なし」であっても報告対象です。

例：転倒後、頭部 CT を撮影したが異常なし → 報告対象

Q2. 受診せず、事業所内で経過観察した場合は報告不要ですか？

A. 原則として報告対象外です。

ただし、後日症状が悪化して受診に至った場合は、その時点で報告してください。また、家族から苦情が出ている場合は(2)に該当し、受診の有無を問わず報告が必要です。

Q3. 利用者同士のトラブルや、利用者本人の自傷による負傷も対象ですか？

A. はい、対象です。負傷の原因が転倒であるか、他者の行為・自傷であるかを問わず、**受診を要した負傷**は報告対象です。再発防止のため、発生状況と対応もあわせてご記入ください。

## 2. 誤嚥について

Q4. どのような誤嚥が報告対象ですか？

A. 単なる「むせ込み」ではなく、**事故として扱うべき誤嚥**が対象です。具体的には次のいずれかに当てはまる場合です。

- 食事や異物が気道に入り、**医療職の評価・処置**（吸引、酸素投与等）を要した
- 呼吸状態に変化があり、**受診や救急対応**が必要になった
- **窒息、意識障害、チアノーゼ、誤嚥性肺炎**など重大な影響があった、またはそのおそれがあった
- 異物を飲み込み、**経過観察や診療**が必要になった

一方、食事中にむせ込んだが、声かけや背部叩打などの通常対応ですぐ回復し、**医療的対応が不要**だった軽微なものは、報告対象外です。

## 3. 誤薬について

Q5. どのような誤薬が報告対象ですか？

A. 誤薬とは、一般に次のような事案を指し、**誤薬により身体への影響またはそのおそれがあり、医師・薬剤師・看護師への確認や受診、経過観察の指示**を要したものが報告対象です。ただし、違う薬（他者の薬）を服用させた場合は、再発防止の観点から、身体への影響のおそれが無くても報告してください。

- **量・数を誤った**
- **服用時間を間違えた**
- **飲ませ忘れた（与薬漏れ）**
- **違う薬（他者の薬）を飲ませた**

身体への影響がない軽微な服薬忘れや誤薬を未然に防止できた場合は対象外とします。

#### 4. 死亡について

##### Q6. サービス提供中に持病が悪化して亡くなった場合は？

A. 持病の急変・自然な悪化による死亡は、原則として報告対象外です（(1)の括弧書き「疾病による死亡を除く」）。

ただし、転倒・誤嚥・誤薬などの事故が死亡の原因・誘因となった疑いがある場合は報告が必要です。判断が難しい場合は、必ずご相談ください。

#### 5. 行方不明について

##### Q7. 一時的に所在不明になったが、当日中に発見できた場合は？

A. 当日中に発見でき、警察への捜索願も出していない場合は対象外です。

ただし、重大なリスクが顕在化したと判断した場合は、(6)の観点からご報告ください。

#### 6. 感染症・食中毒について

##### Q8. どのような感染症・食中毒が報告対象ですか？

A. 以下に当てはまる食中毒・感染症等が発生した場合は、保健所へ報告するとともに、町にも事故報告書でご報告ください。（社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日老発第0222001号）より）

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

#### 7. 職員の法令違反・不祥事について

##### Q9. 職員による虐待が疑われる場合も、この事故報告で行うのですか？

A. 虐待（疑いを含む）は、高齢者虐待防止法に基づく市町村への通報が別途義務付けられています。事故報告とは別に、速やかに通報してください（通報を最優先）。本報告の(5)にも該当し得ますが、虐待対応は通報を最優先としてください。

#### 8. 報告の実務について

##### Q10. どの事業所が報告するのですか？ また報告先は？

A. 事故発生時にサービスを提供していた事業所が報告します。送迎中の事故は、送迎を行っていた事業所が報告してください。

報告先は原則として保険者である市町と事業所所在地の市町です。広域型の事業所は、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、中予地方局にも報告が必要です。

**Q11. 区分変更申請中等で事故発生時点の介護度や自立度が確定していない場合は？**

A. 従前の介護度及び自立度を記載してください。

**Q12. 訪問系サービス（居宅）での事故も対象ですか？**

A. はい。訪問介護・訪問看護などの提供中に発生した、受診を要する負傷・死亡・誤嚥・誤薬等も報告対象です。

**Q13. ヒヤリ・ハット（事故に至らなかった事例）も報告が必要ですか？**

A. 未然に防いだヒヤリ・ハットは、原則として報告対象外です。事業所内での記録・分析は継続してください。

**Q14. いつまでに、どのように報告すればよいですか？**

A. 以下の表を参考に作成し、原則電子メールでご提出ください（郵送または持参も可）。個人情報のため、送付の際には十分ご注意ください。

段階	内容	目安
第1報	事故状況・事業所概要・対象者・事故概要・発生時対応・発生後状況（様式の1～6項目）を記載	事故発生後5日以内
第2報（最終報）	事故の原因分析（7）・再発防止策（8）を追記	事故発生後2週間以内

- 死亡・重大事故は、判明次第ただちに電話でご連絡ください。
- 事故の処理が長期化する場合は、適宜経過報告し、完結した時点を最終報としてください。
- 第1報提出時点で事故の処理が完了している場合は第1報をもって最終報とすることができます。様式の「第1報」と「最終報告」の両方にチェックしてください。

**Q15. 報告書には何を書けばよいですか？**

A. 次の点を具体的にご記入ください。

- どの段階の報告か
- いつ・どこで・何が起きたか
- 誤薬・誤嚥の場合、どの薬・どの食事で誤りがあったか
- 発見のきっかけ
- 直後の対応（応急処置・受診先・診断内容）
- 家族・関係機関への連絡状況
- その後の利用者の状態
- 原因分析（本人要因・職員要因・環境要因）
- 再発防止策（手順変更・環境変更等、評価時期を含む）

◆ 報告に迷ったときの判断の3つの軸

軸	考え方
① 因果関係	サービス提供との関連があるか
② 重篤性・医療関与	受診・診療・処置を要したか／生命身体への影響やそのおそれがあるか
③ 迷ったら相談	判断に迷う場合は(6)に基づき報告・相談する

本Q&A集は、事故報告の判断を補助するものです。記載のない事例や判断に迷う事例については、担当課までご相談ください。

◆ お問い合わせ先

松前町 保険課介護保険係

電話：089-985-4115

受付時間：平日 8：30～17：15